

特定非営利活動法人日本ホリスティック医学協会 会員倫理綱領

(目的)

第1条 本会はホリスティック医学の思想・概念を健全な発展を目的として社会的使命を達成することを目的に認証された「非営利活動法人」である。本規程は、会員倫理及び役員倫理の向上のため、会員及び役員としての行動準則を定めること等を目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 会員 定款第6条に定める全ての会員(役員を含む)
- (2) 役員 定款第13条に定める理事及び監事(運営委員を含む)

(会員の基本的倫理)

第3条 会員は定款に定める本会の目的を理解し、法令や本会の定款・規約などを遵守する。

2 各自の活動において、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゆう師などに関する法律、医薬品医療機器等法(旧薬事法)、柔道整復師法、及びその他各種関係法令、広告ガイドライン等を個人の責任において遵守する。

(禁止事項)

第4条 会員は、本会において以下の行為をしてはならない。

- (1) 法令や公序良俗に反する行為
- (2) 本会の規約に違反する行為
- (3) 本会の信用を毀損するような行為

(役員の基本義務)

第5条 役員は、自らの役割を認識し、本会の社会的信頼を維持するよう努めなければならない。

- 2 役員は、高い倫理観と社会的な良識を持って、中立・透明・公平な業務執行を心がける。
- 3 役員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ってはならない。
- 4 役員は、本会の業務上知り得た機密情報及び個人情報を漏洩してはならない。
- 5 前項の義務は退任後も同様とする。

(違反に対する処分)

第6条 会員が本規程に違反する恐れがあると認められる場合は、倫理委員会で事実関係調査の上、理事会に報告する。

2 会員が本規定に違反する行為があったと認められた場合または次の各号のいずれかに該当する場合には、違反の程度に応じて是正の処置を講ずるほか、理事会が注意勧告を行う。

(1) 本会の名称が特定の個人または団体の売名に利用された場合

(2) 本会の名称が商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用された場合

(3) 本会の名称が特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用された場合

(4) その他、第三者が誤解・混同する不正に本会の名称が利用された場合

3 違反に該当した者が前項の勧告に応じないときは、定款第11条に基づき、懲戒・除名の措置を講ずるものとする。

(その他)

第7条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会で定める。

附則

本規程は、平成30年 7月 8日から施行する。

特定非営利活動法人日本ホリスティック医学協会